

第2部 災害予防計画

第1章 防災力強化の取組

区民の生命、身体を震災から守るためには、区及び防災関係機関は、防災対策の中核機関として一致協力し、速やかに的確な災害応急対策を実施することが重要です。

このため、行政の即応力を強化するとともに、防災情報通信基盤網の整備、消防力の強化、防災備蓄の充実など防災力強化の取り組みを推進します。

この章では、防災力を強化するにあたって、必要な施策について定めています。

第1節 防災情報通信基盤網の整備

1 危機管理システム

危機管理システムは、迅速、的確な災害対策の実施を情報面から支援するための、災害情報・本部設置状況・被害情報・映像情報などの情報収集機能、迅速・的確な緊急対策の判断支援機能、市民の皆様への情報発信機能を備えたシステムです。

また、大規模災害などにおいて、地域防災拠点等に避難した方の安否情報（情報公開に同意した方のみ）をWebサイトに掲載し、インターネットで区民等がその情報を確認できるシステムです。

2 防災行政用無線網

防災行政用無線は、市役所と区役所等を結ぶ多重無線、土木事務所・消防署・防災関係機関等を結ぶMCA無線、区役所と地域防災拠点等を結ぶデジタル移動無線、市内全域で通信を行う全市移動無線及び各区内で通信を行う地区移動無線で構成されており、各機器の稼働に必要な電源設備も備える総合的な無線通信網です。

3 高度安全安心情報ネットワーク（ASIN）

消防司令センターと市庁舎、区役所、消防署、病院等の関係機関を大容量光回線で結び、本市及び関係機関からの情報を集約、ビジュアル化した上でこれらの映像を共有します。また、携帯電話網を利用することで消防車両等の現在位置情報や災害現場の映像を把握することができます。

4 職員安否・参集確認システム

横浜市職員安否・参集確認システムは、参集事案が発生した際に、職員があらかじめ登録した各自のEメールアドレスに事案情報を配信し、職員が自身の安否情報及び動員見込み時間を報告することで、各職場においてそれらを一覧表で効率的に把握するためのシステムです。

5 防災スピーカー

防災スピーカーは、緊急時における情報受伝達手段として区役所や震災時の地域防災拠点をはじめとする市内各所に設置している屋外スピーカーであり、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の緊急情報や避難指示等の市独自の緊急情報を音声で市民に伝達します。市の緊急警報伝達システムにおいて使用していた屋外スピーカーは、令和2年度から防災スピーカーとして運用しています。

6 緊急地震速報

市庁舎等の公共施設に緊急地震速報の受信設備を導入し、受信した際の行動マニュアルを整備しています。

7 複数の手段を活用した情報受伝達体制の整備

(1) 災害時優先電話指定の増強

発災時、一般固定電話や携帯電話の回線が輻そうすることが予測されるため、災害対応を行う施設等の災害時優先電話の増強指定に向けた取組を進めます。

(2) 防災行政用無線、衛星携帯電話等の整備・更新

情報受伝達手段の多重化を図るため、停電や電話回線の輻そう等が発生した場合でも活用可能な防災行政用無線及び衛星携帯電話を配備しています。なお、防災行政用無線については、関連機器の更新等を定期的に行います。

(3) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の整備

避難者の安否確認等に活用するための通信手段として、地域防災拠点に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備しています。また、整備した災害時用公衆電話（特設公衆電話）は地域防災拠点において他の通信手段が途絶した場合など、区災害対策本部との情報伝達手段として必要に応じて活用します。

(4) 横浜市アマチュア無線非常通信協力会中区支部との連携強化

アマチュア無線は、区災害対策本部と地域防災拠点間などの連絡手段として有効であることから、横浜市アマチュア無線非常通信協力会中区支部との連携を強化しています。

8 情報受伝達に関する計画等の策定及び訓練等の実施

中区長は、災害発生時等に行う情報受伝達に関し、通信機器使用不能時の対策も含めた計画等を事前に定めておくこととします。

また、中区長は、災害等発生時の的確な情報受伝達体制を確保するため、策定した計画等を訓練において検証し、適宜、必要な修正を行うとともに、職員への研修を実施します。

第2節 消防の体制

1 消防署の体制

消防体制を確立するため、早期に消防ポンプ自動車が発災現場に到着できるよう、区内には中消防署と4箇所の消防出張所を配置しています。また、大規模地震発生時に予想される同時多発火災に対応するため、非常用消防車を保有しています。

2 消防団の体制

地域防災力の強化を図るため、消防団には活動拠点となる21箇所の消防団器具置場に、震災対策用資機材を配備するとともに、基本装備である可搬式小型動力ポンプを19台配備しています。

第3節 防災備蓄計画

震災直後における物資確保及び道路障害等による物資輸送の困難性を勘案し、区民の安全確保にかかわる食料、水、生活用品、資機材等の備蓄を進めます。

なお、発災後3日間は公的備蓄、家庭内備蓄等を合わせて対応します。

また、在宅医療資材の特殊品目については、自己備蓄を原則とします。

1 備蓄庫の整備

食料、水缶詰、防災資機材等は、地域防災拠点防災備蓄庫、区役所災害用備蓄庫、区役所分散保管場所(消防出張所備蓄庫)、方面別備蓄庫、帰宅困難者用備蓄庫及び津波代替拠点用備蓄庫に備蓄されています。それぞれの役割・整備計画等は、次のとおりです。

区分	役割等	整備状況(平成30年3月)
地域防災拠点防災備蓄庫	1 地域住民の避難場所となる学校等に設置 2 防災資機材や避難生活用品、非常食等を備蓄	区内15箇所
区役所災害用備蓄庫	地域防災拠点への補給物資基地	中区役所
区役所分散保管場所	1 区役所の分散保管場所として、消防出張所に備蓄 2 地域防災拠点への補給物資基地	山元町消防出張所 北方消防出張所 山下町消防出張所
方面別備蓄庫	1 各区への補給物資の補充基地 2 市域を大きく分割し、方面別に設置	本牧ふ頭D突堤変電所
帰宅困難者用備蓄倉庫	帰宅困難者用備蓄物資の保管場所として、主要駅付近に設置	中区松影町帰宅困難者用備蓄庫 (中区松影町2-8-8)
津波代替拠点用備蓄庫	津波被害により備蓄品が使用できなくなった拠点の保管場所として、各津波代替拠点に設置	【現在の地域防災拠点】 横浜吉田中学校 【津波代替拠点】 横浜山手中華学校

2 備蓄物資の整備

震災発生時には、一時的に被災区民の食料が不足することが予想されますが、国や他の自治体からの応援体制の迅速化が進んでいること、流通機構を活用し、早期に必要な物資の調達が可能であることを踏まえ、避難者1人あたりの2食分(乳児については3日分)を備蓄し、計画的に更新しています。また、食料の備蓄にあたっては、市民ニーズの多様化を踏まえ、想定される避難者数に応じた備蓄体制とします。

加えて、避難生活に必要な紙おむつ・紙パンツ、生理用品、トイレットペーパーや、冬季の発災に備えた高齢者・乳幼児・障害者用の毛布、アルミブランケットなどの生活用品等も備蓄します。

3 高齢者・乳児への対策

高齢者については、おかゆを1人あたり2食分備蓄するほか、スープを1人あたり1食分備蓄します。

乳児については、粉ミルク(アレルギー対応のものを含む)を、1人あたり1セット(3日分)備蓄します。

また、乳幼児用紙おむつに加え、紙パンツも備蓄します。

4 帰宅困難者への対策

(1) 備蓄物資

帰宅困難者への支援として、1人あたり1食分の食料と水缶詰（350ml）、アルミブランケット1枚、トイレパック4回分を想定される人数に応じて備蓄します。

企業等の事業者は、一斉帰宅抑制に備えて3日分の備蓄の確保に努めます。

(2) 備蓄場所

横浜アリーナ・パシフィコ横浜・関内駅・戸塚駅の周辺に整備した備蓄庫や一時滞在施設等に分散備蓄します。

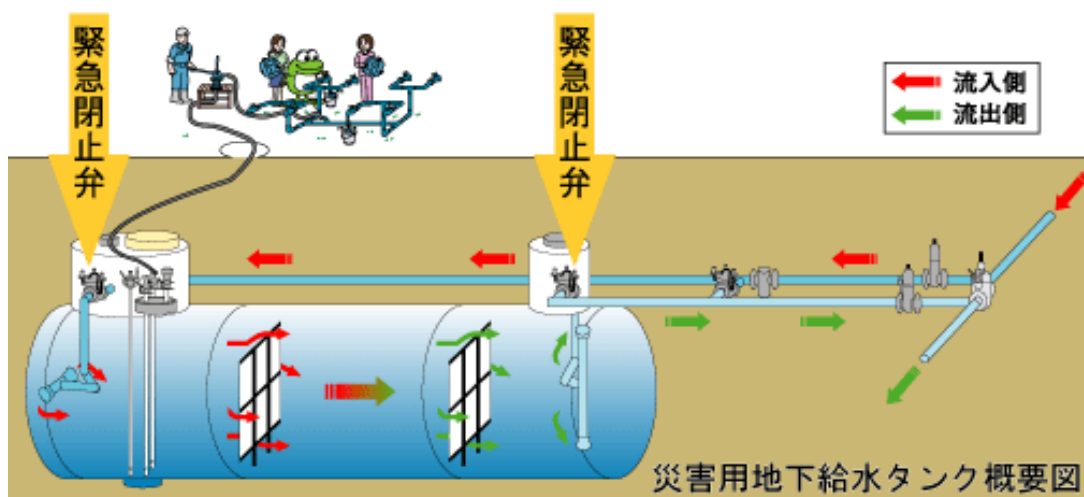
5 水の確保

飲料水の確保は、被災者の生命維持を図る上で極めて重要です。区では、災害用地下給水タンクに、飲料水を確保しているほか、水缶詰の備蓄等を進めています。

なお、水道局では各家庭で「1人1日3リットル、最低3日分で9リットルの飲料水」の備蓄促進を広報しています。

(1) 災害用地下給水タンク

災害用地下給水タンクは、原則として市民の共助により応急給水装置を設置し、必要な飲料水を確保するための施設となっています。また、状況に応じて、横浜市管工事協同組合が開設の補助を行います。共助による応急給水体制を支援するため、平常時から地域と災害用地下給水タンクにおける応急給水訓練を実施しています。

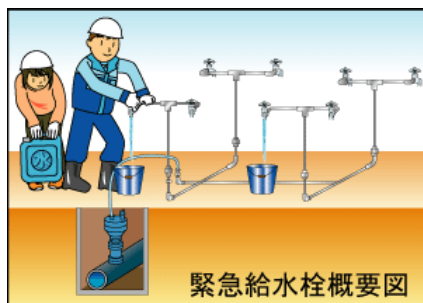


区分	設置場所
60m ³	横浜公園
	間門小学校
	本牧南小学校
	仲尾台中学校
	北方小学校
1,300m ³	MM21 地区カップヌードルミュージアムパーク

(2) 緊急給水栓

緊急給水栓は、地震に強い配水幹線から耐震管路を布設し、その先端に応急給水装置を取り付けて給水する施設で、地域防災拠点の市立学校、区役所、公園等に設置し、平成17年度にすべての整備が完了しました。

水道局職員は、発災後、緊急給水栓までの管路を優先して復旧・確認等を行い、発災後おおむね4日目以降に断水状況を踏まえて、順次、仮設の蛇口を設置していきます。



設置場所	
横浜国立大学教育人間科学部附属横浜小学校	横浜吉田中学校
日ノ出川公園	大鳥中学校
根岸競馬記念公苑	仲尾台中学校
元町公園	旧富士見中学校
山下公園	間門小学校
横浜公園	大鳥小学校
港中学校	

(3) 耐震給水栓

耐震給水栓は、配水管から屋外水飲み場までを耐震化するもので、災害用地下給水タンク等の応急給水施設が設置されていない地域防災拠点を対象に整備を行っています。市民は発災後、特別な作業をすることなく、普段と同様に屋外水飲み場（耐震給水栓）から飲料水を確保することができます。

(4) 水缶詰の備蓄

地域防災拠点、区役所及び帰宅困難者一時滞在施設等に、水缶詰（350ml）を備蓄しています。

(5) 災害応急用井戸の指定、活用

井戸の所有者の協力により、震災時に地域住民が活用する井戸については、区役所生活衛生課が簡易な水質検査を行い、洗浄水などの生活用水（飲用はしない）として利用が可能な井戸を災害応急用井戸に指定し、「災害用井戸協力の家」プレートを掲げていただいています。

(6) その他

ア 受水槽水の活用

設置者等に、受水槽が震災時に活用できることを啓発し、受水槽からの給水方法を周知します。なお、地域防災拠点については、災害用地下給水タンク等がなく受水槽が活用可能な拠点を中心に、簡易給水栓を整備しています。

イ 雨水利用施設の整備

震災時、防災上重要な拠点となり、建築規模の面からも導入が適している小中学校舎、区庁舎、消防庁舎等において、雨水利用施設（貯留槽）の整備を進めます。

～家庭での備蓄が基本、ローリングストックとは～

災害発生直後は、物資の調達や供給が困難になります。家庭内で3日分の食料等を備蓄するとともに、必要な物品を準備して、いざというときにすぐに持ち出せるようにしておきましょう。

ローリングストックとは非常時にも食べられる食品をあらかじめ多めに購入し、日常的に使いながら補充することで、いざという時のために備える方法です。

○ 備蓄のあたったのポイント

家族の構成や状態を考慮しましょう！

(ご家庭に「乳幼児や高齢者の方」、「加療中や薬を服用中の方」などがある場合)

家庭のトイレに設置して使用できる「トイレパック (凝固剤と処理袋のセット)」も3日以上用意しましょう。※1人1日5個が目安です。

簡単に食べられるインスタント食品や缶詰、レトルト食品などを備蓄しましょう。

1日1人3リットルの飲料水が必要です。家族の人数に合わせてペットボトル等備蓄しましょう。

ローリングストックのイメージ

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常生活で消費



災害時に特に必要なもの



※出典：九都県市首脳会議 防災・機器管理対策委員会ホームページ

第4節 その他の資機材の整備

1 水防用資機材

区分	保管場所	資機材の内容
水防用資機材	各土木事務所	横浜市防災計画「資料編」のとおり
高潮災害活動用資機材	各ふ頭事務所	
崖崩れ災害活動用資材	本市と協定を締結している各区の防災作業隊	

2 ペット対策資機材等

負傷した犬猫の保護や避難者が地域防災拠点等にペットを連れてきた場合に備え、ペット飼育用ケージ1,646個を健康福祉局（動物愛護センター他）、中区役所生活衛生課及び動物病院に備蓄し、飼い主は震災に備え、平常時からケージ等の保有に努めます。

また、健康福祉局動物愛護センター及び中区役所生活衛生課では、日頃から災害時のペット対策として、①飼い主の明示（鑑札・マイクロチップの装着等）、②基本的しつけ、③健康管理、④ケージ、ペットフードや水等の避難用具の確保、⑤ペットの預け先の確保等について普及啓発に努めるとともに、「地域防災拠点でのペットとの同行避難対応ガイドライン」に基づき、地域防災拠点等での飼育ルールづくりや飼育場所などの事前準備について積極的に支援・助言をします。

3 その他の資機材等（各局・各区役所）

- (1) 災害時に活用が可能な市有自動車の現況は、「横浜市防災計画資料編6-9-2：市有自動車集計表」のとおり
- (2) 中区の災害資機材等の現況は、「横浜市防災計画資料編6-8：資機材保有状況」のとおり
- (3) 疫用薬剤及び資機材の現況は、「横浜市防災計画資料編6-7-1：防疫用薬剤及び防疫用資機材保有状況」のとおり

第2章 避難場所等

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所

1 指定避難所

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、本市では、身近な小中学校等を地域防災拠点に指定していることを踏まえ、地域防災拠点である学校を指定避難所として運用します。

【指定避難所の一覧は、横浜市防災計画資料編7-1-1を参照】

(1) 地域防災拠点の役割

震災により住家を失い又は破損等により居住することができなくなった地域の住民が避難し、一定期間生活する震災時避難所として、区民に身近な15箇所の市立小中学校等を指定しています。

また、地域防災拠点は、避難所としてだけでなく、情報の受伝達基地、防災資機材等物資の備蓄基地としての機能を備えています。

なお、地域防災拠点の避難地区は事前に区域を指定していますが、実際に災害が発生したときには、指定の地域外からの住民も状況に応じて受け入れることとなります。

(2) 「地域防災拠点」開設・運営マニュアルの作成

総務局危機管理室は、地域防災拠点を開設・運営していくための手順をまとめた、「地域防災拠点」開設・運営マニュアルを作成し、必要に応じて随時更新します。

(3) 情報受伝達手段

被害情報や避難状況などの拠点の情報や避難生活を支援する情報など、様々な情報を迅速、確実に受伝達する通信手段として、デジタル移動無線機を、地域防災拠点に各1台配置しています。

(4) 防災備蓄庫

地域防災拠点には防災備蓄庫を設置し、人命救助や避難生活に必要な防災資機材、食料、飲料水、生活用品等を備蓄しています。

(5) 地域防災拠点運営委員会の設置・運営

地域住民の相互協力による防災活動の促進、安全かつ秩序ある避難生活の維持等を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会を設置しています。

地域防災拠点は被災住民が一定期間生活し、物資の集配や情報収集の拠点となります。

この運営は、自治会・町内会を中心とした地域防災拠点運営委員会の住民が中心となって実施しますが、震災発生時の混乱と動揺の中で、地域防災拠点を円滑に運営できるように、地域防災拠点運営マニュアルを作成し、日ごろから地域防災拠点運営の研修や防災資機材の取扱訓練等を行い、地域防災力の向上に努めます。

また地域防災拠点での訓練等には、区内防災ライセンスリーダー及び横浜市アマチュア無線非常通信協力会中区支部など地域の方の技術や知識を活用しています。

2 指定緊急避難場所

災害対策基本法第49条の4に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための避難場所として、大規模火災や津波など異常な現象の種類ごとに一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

異常な現象種類(災害対策基本法施行令第20条の4)

① 洪水 ② 崖崩れ ③ 高潮 ④ 地震 ⑤ 津波 ⑥ 大規模な火災 ⑦ 内水※ ⑧ 火山※

※本市は、⑦及び⑧に起因する立ち退き避難を想定していないため、指定は行いません。

【地域防災拠点備蓄品目及び数量一覧表】

〈標準例〉

食料・水	クラッカー・缶入り保存パン	2,000食	水缶詰	2,000缶	おかゆ	460食
	粉ミルク・ほ乳瓶	19セット	スープ	220食		
生活	灯油式かまどセット又はガスかまどセット	1台	紙おむつ・紙パンツ	1,350枚	生理用品	425個
	高齢者用紙おむつ	210枚	アルミブランケット	240枚	毛布	240枚
	トイレトペーパー	192巻	電話コード（特設公衆電話用）	2本	防災行政用無線（デジタル移動無線）延長コード	1基
	LEDランタン	80台	電話機（特設公衆電話用）	2基	トイレパック	5,000セット
	トランシーバー	2台	ビブス（橙・青）	各10枚	防災ラジオ	2台
	防災電話機	1台	テント	2基	組立式仮設トイレ	2基
	簡易トイレ便座	6基	※下水道直結式仮設トイレ	5基	※受水槽用蛇口	1式
救護	リヤカー	2台	グランドシート	10枚	給水用水槽1t	1個
	保温用シート	150枚	松葉杖	5組		
救助	エンジンカッター（防塵眼鏡、皮手袋付）	2台	ガス式発電機（カセットボンベ12本付）	3台	ジャッキ又はレスキュージャッキ	1台
	ガソリン式発電機	3台	ヘルメット	10個	金属はしご	1本
	応急担架用ポール	10本	担架	10本	ハンドマイク	2個
	つるはし	5本	大ハンマー	5本	スコップ	5本
	ロープ	5本	てこ棒	5本	大バール	5本
	ワイヤーカッター	5本	大なた	5本	のこぎり	5本
	掛矢	2個	投光機	5台	多言語表示シート	1式

※下水道直結式仮設トイレと受水槽用蛇口は一部の拠点のみ

～地域防災拠点の運営訓練～

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、市内 453 箇所の地域防災拠点のうち、53 箇所で開設されました。震災時の避難場所となる地域防災拠点は、自治会・町内会等が中心となって組織する運営委員会が、避難者の協力を得ながら運営する場所です。

この地域防災拠点では、避難所の開設、避難者となる住民の受け入れ、避難生活を送るための生活基盤の場所となるだけでなく、地域の被害状況の把握及び区本部への情報の伝達、備蓄資機材を使用した救出・救護活動、在宅被災者の援護など、被災地となった際の地域における様々な課題について対応することになります

また、要援護者や女性の視点、外国籍の方々への対応など様々なニーズに対応した避難所づくりも考えながら、地域防災拠点運営訓練を実施する必要があります。

訓練には、実践型訓練（運営委員を中心として避難所の開設から避難生活に必要な生活基盤を立ち上げるための各種訓練）や 図上訓練がありますが、発災時を想定して各機関が連携して訓練を実施することが大事です。

また、平日昼間の発災時など、人たちが仕事で地域にいない場合を想定し、学校の生徒を中心に、災害時の担い手としての育成をしていくことが必要です。

そのためには、地域、学校、区が連携し地域防災拠点訓練への生徒の参加を促していくことが必要です。



※出典：地域防災拠点訓練（平成 29 年度）

第2節 広域避難場所及び津波避難場所

1 広域避難場所

広域避難場所は、地震に伴い大火災が発生し、延焼拡大した場合、火災の輻射(ふくしゃ)熱や煙から生命・身体を守るために一時的に避難する場所として、大規模公園や団地などの空地进行指定しています。

広域避難場所での避難時間は、輻射熱や煙が収まるまでの「長くても数時間程度」と想定しています。広域避難場所には、食料や飲料水などは備蓄していません。避難生活を必要とする場合は地域防災拠点が中心となります。

2 津波避難場所

津波からの避難者を受け入れるため、海拔5m以上の高台又は鉄筋コンクリート造等の頑丈な建物の3階以上を目安に津波避難場所を確保します。

また、津波発生時又は発生するおそれのある場合において、緊急に避難する必要が生じたとき、迅速な避難を支援するため、各施設等と津波避難施設の協定を結んでいます。避難場所の一つとして津波避難施設も事前に確認していただくことをお願いします。

第3節 その他の避難場所等

1 福祉避難所

地域防災拠点での避難生活に支援等が必要な要援護者のために、施設がバリアフリー化されているなど要援護者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として選定します。

福祉避難所を確保するため、施設所在地の区と社会福祉施設等とあらかじめ協定を締結するとともに、「横浜市社会福祉施設等災害時福祉避難所応急備蓄物資整備事業要綱」等に基づき、避難生活に必要な食料、水、生活用品等を備蓄します。

※ 市立特別支援学校は、在籍児童生徒及びその保護者が避難する場所となっています。

2 帰宅困難者の一時避難場所・一時滞在施設

地震により多くの滞留者の発生が予測される主要駅周辺等を中心に、滞留者の安全を確保し、災害関連情報を提供するための一時避難場所を選定します。

また、来街者等が帰宅困難者となった時に備えて、本市施設や国の施設、主要駅や観光地周辺等の民間施設や商業施設を、一時滞在施設に指定します。

3 補足的な避難所

中区長は、地震により多数の避難者で避難所のスペースが不足した場合や、被災等により機能しない避難所が発生した場合に備え、公共施設や民間施設を地域防災拠点の補足的な避難所として使用できるよう、あらかじめ施設管理者と調整します。

4 いっとき避難場所

いっとき避難場所は、自治会・町内会等が事前に選定する任意の避難場所(地域の組や班の単位ごとに安否確認や避難行動ができるよう、地域の生活圏と関連した避難者の安全が確保できる場所)で、広域避難場所や地域防災拠点へ避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認するほか、広域避難場所等へ避難するために地域住民が集まる場所です。(広域避難場所や地域防災拠点に避難する必要がない場合は、自宅等に戻ります。)

第3章 緊急輸送路

第1節 緊急輸送路の指定

緊急輸送路とは、震災が発生した場合において、消火、救出、救助その他の応急対策（災害情報の受伝達、巡回、物資・人員輸送等）を行う車両（以下「緊急車両」という。）が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象としています。

選定にあたっては、市役所や区役所などの行政機関、海上からの緊急物資を受け入れる耐震強化岸壁、総合病院等の各拠点の連携を考慮しており、第1次緊急輸送路及び第2次緊急輸送路を指定しています。

また、緊急輸送路は、道路の整備状況に応じて、順次見直すこととします。

1 第1次緊急輸送路

緊急交通路指定想定路と整合を図り、高速道路や幹線道路等の広域的ネットワークを構成する重要路線で、輸送の骨格をなす道路

2 第2次緊急輸送路

第1次緊急輸送路を補完し、相互に連絡する路線であり、第1次緊急輸送路の代替性や多重性を確保する道路

【中区内第1次緊急輸送路】

4	国道16号	39	国道357号
11	県道高速横浜羽田空港	41	市道高島台295号線
12	県道高速湾岸	44	市道新港第1号線ほか
14	市道高速2号線（狩場線）	45	市道関内本牧線ほか
17	国道133号	46	市道新山下第34号線
30	【主】山下本牧磯子線	47	市道本牧第28号線
34	市道関内本牧線ほか	48	市道豊浦町第47号線
38	市道栄本町線		

【中区内第2次緊急輸送路】

23	市道関内本牧線ほか
25	【主】横浜駅根岸線
26	【主】藤棚伊勢佐木線ほか

※【主】：主要地方道 【都】：都市計画道路

第2節 建設業協会との連携

中土木事務所と社団法人横浜建設業協会（中区会）は、災害時における緊急巡回及び応急措置並びに道路啓開及び応急対策の支援活動を円滑に行うために、連絡や訓練などを定期的に行っています。

緊急輸送路路線図



凡 例

	緊急輸送路第一次路線
	緊急輸送路第一次路線 〔市港湾局管理（港湾道路）〕
	緊急輸送路第一次路線（市管理外）
	緊急輸送路第二次路線
	橋
	地下道・トンネル
	耐震強化岸壁
	広域避難場所
	震災時避難場所（小学校・中学校）
	土木事務所
	区役所
	緊急物資集積場所
	備蓄庫
	災害時拠点病院
	主な病院
	警察署
	消防署・消防出張所

第4章 災害に強い人づくり

震災による被害を軽減するためには、区民の一人ひとりが「自らの身は、自ら守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持って、地震に関する正しい知識を持ち、地震時に落ち着いて行動できる力を身につけることが重要です。

このため、本市職員及び区民の防災意識の高揚を図るとともに、防災訓練等を反復・継続することにより「災害に強い人づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い人づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 「自助」、「共助」、「公助」による減災

災害により生じる被害を完全に防ぐことは困難なため、発災前の備えに加えて、発災後の迅速・的確な応急対策と地域での共助体制の確立などによる、災害での被害を最小限に抑える「減災」にむけた取組（減災行動）が重要です。そのため、本市においては、市民や事業者の減災行動に対する理解の促進と、その実践につなげていくために、「自助」「共助」「公助」の考え方に基づく減災を推進します。

1 「自助」「共助」「公助」の定義

- ・「自助」とは、自らが自分・家族を守るための備えや行動のことです。「自らの身は自ら守る」ことは、防災・減災の基本です。
- ・「共助」とは、近隣の皆さんで、互いの安全・安心のために協力しあう地域活動のことです。「皆のまちは皆で守る」ことは、地域の皆さんの安全にとって最も効果的な方法です。
- ・「公助」とは市・区を始め、国・県・警察といった公的機関が、日頃から防災・減災に向けて行う取組や発災時に行う救助活動等の災害対応のことです。

2 時間軸に応じた「自助」「共助」「公助」の主な役割と取組

「自助」「共助」「公助」は、互いに連携することが大きな減災につながります。

そのため、状況に応じて変化する各主体の役割を明らかにするとともに、各主体が連携することは、減災を推進する上で重要となります。「発災前」、「救助・救命期」、「応急復旧期、復旧期」という時間軸で、各主体に求められる役割や取組の主なものは、次の表のとおりです。

時間軸による「自助」「共助」「公助」の主な役割や取組

	発災前	救助・救命期（発災～3日）	応急復旧期（4日～10日）、 復旧期（11日目以降）
自助	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の耐震性・耐火性の確保・地震保険加入 家具転倒防止、ガラス飛散防止措置等の実施 家族等との連絡方法の確認 災害危険箇所・避難所等の確認 防災訓練への積極的な参加 基本的な防災知識の習得 食料・飲料水等の備蓄 帰宅困難者にならないための事前の備え（個人） 	<ul style="list-style-type: none"> 身の安全の確保 家族の安否確認（災害時伝言ダイヤル等） 火災、津波からの避難 住民自身による初期消火 被災者の避難所への避難、在宅の被災生活 災害関連情報の収集 帰宅困難への対策（施設での待機、一時滞在施設への避難） 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の補修、建て替え 疎開
	<ul style="list-style-type: none"> 災害危険箇所・避難所等の確認 いっとき避難場所の選定 近隣住民の安否確認方法の確認 災害時要援護者の見守り ・防災訓練の実施 ・町の防災組織による住民への普及啓発 →地域の防災力の向上（自助の取組を支援） 食料・物資の協定（事業所と地域間等） 災害教訓の伝承 町の防災組織による活動計画の作成 帰宅困難者にならないための事前の備え（事業所） ・従業員への教育 ・食料・飲料水等の備蓄 ・滞在スペースの準備 	<ul style="list-style-type: none"> 住民や自主防災組織による初期消火 近隣住民による負傷者の救出 近隣住民の安否確認 避難誘導 地域住民による避難所運営 要援護者の安否確認、救出・救護、避難誘導の支援 要援護者の被災生活の支援 災害関連情報の収集 在宅被災者に対する個別的な支援活動 町の防災組織、地域防災拠点運営委員会への協力 コミュニティの充実 ボランティア活動への協力 協定による食料・物資の提供（事業所と地域間等） 帰宅困難者一時滞在施設の開放 一斉帰宅の抑制 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動への協力
公助	<p>ハードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の耐震強化 避難場所の確保・指定 道路、河川、港湾施設、公園、鉄道の防災化促進 急傾斜地対策、地盤の液状化対策 津波対策 ・防潮堤、護岸の整備、 ・海拔標示 ・防災スピーカーの整備 ハザードマップの作成 消防力の強化（公設・消防団）、消防水利の整備 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）の耐震対策 備蓄物資の確保、備蓄庫の整備 <p>制度・仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 民間建築物の耐震補強の促進 避難に関する情報等の住民・事業者への速やかな伝達 地域防災拠点の整備 緊急輸送路の指定 応急物資の確保などにおける事業者との協定の締結 津波対策 ・津波からの避難に関するガイドラインの策定 ・津波避難施設の指定 帰宅支援施設の確保 主要駅等における混乱防止対策の充実 事業所に対する災害時の帰宅抑制の啓発 学校児童生徒の留め置き計画 <p>知識の普及、人材の育成（自助・共助の取組を支援）</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会教育・学校教育等を通じた防災教育の充実 地域において防災対策を担う人材の育成 ・町の防災組織への育成指導 計画的かつ積極的な防災訓練の実施 防災知識の普及と情報の提供 行政等公共機関の災害対応力の向上 災害教訓の伝承の取組への支援 地区防災計画の作成支援 	<ul style="list-style-type: none"> 市・区災害対策本部の設置 被害情報の集約 行政機関への応援要請 行政機関からの応援受入、ボランティアの受入れ、活動支援 消防隊、消防団による消火活動 消防隊、応援隊による救助・救急活動 遺体の取扱い・火葬 応急給水、食料、生活必需品の供給 ライフライン（電気、ガス、水道、電話等）復旧対応 救援物資の要請、受入れ・配分 応急危険度判定・被災宅危険度判定の実施 被災者の住宅確保・応急修理 避難所の支援 災害関連情報の広報 災害廃棄物の処理（し尿・ごみ） 緊急交通路・緊急輸送路の確保 災害廃棄物の処理（解体・有害廃棄物） 応急医療の実施 ・災害拠点病院その他医療機関での負傷者受け入れ ・医療救護隊による地域防災拠点への巡回診療等 一斉帰宅の抑制 帰宅困難者対策滞在施設への避難誘導 学校児童生徒の留め置き 臨時休校措置 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活支援 ・生活相談、職業のあっせん ・各種支援金、見舞金の給付 ・被害認定調査の実施、罹災証明書の交付 ・公共料金の減免・融資等 被災者の心と身体の健康維持 臨時休校措置・授業再開計画 復興支援 震災復興本部の設置 ・震災復興の基本的方向策定 ・震災復興基本計画策定 ・震災復興基本計画施策編の策定 ・震災復興基本計画の進行管理 地域経済の復興支援
	<p>太枠：人命にかかわる対応</p>		

太枠：人命にかかわる対応

第2節 防災意識の高揚

1 区職員に対する防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対する防災教育を行い、職員の防災に関する知識を高め、これら知識に基づく適切な判断力及び行動力を身につけます。

また、発災時に地域防災拠点が効果的に機能するため、職員は日頃から震災対策や地域防災拠点の運営等に関する研修を受講し、地域防災拠点を担当する職員及び教職員は積極的に地域防災拠点訓練に参加します。

2 区民への防災意識、減災行動の普及

区及び消防署等の防災関係機関は、区民、地域及び事業者等を対象として、次に掲げる方法により、防災意識の高揚や減災行動等について普及に努めます。

- (1) 防災マップ等の広報媒体の作成・配布
- (2) 中区防災減災講演会・中区防災フェア等、啓発イベントの実施
- (3) 区役所ホームページ、広報よこはま等を活用した広報
- (4) 区連会及び地域防災拠点運営委員会に対する情報提供
- (5) 防災まち歩き、減災説明会、防災減災推進研修（支援編）等における、地域防災の取組み支援

3 横浜防災ライセンス

地域防災拠点に備えている防災資機材の取扱講習を受講した防災ライセンスリーダーには、知識や技術等を生かし地域における災害時の応急活動や平常時の防災訓練の場でのリーダーとなり、地域の中で活躍してもらうことにより、地域防災力の向上を図ります。

ライセンスの種類には、

- (1) 避難生活に必要な資機材を取り扱う「生活資機材取扱リーダー」
- (2) 救助活動に必要な資機材を取り扱う「救助資機材取扱リーダー」
- (3) 各リーダーを目指す市民を指導する「資機材取扱指導員」

の3種類があります。

ライセンスの種類及び取り扱う防災資機材

ライセンス名称	取り扱う防災資機材
(1) 生活資機材取扱リーダー	かまど式炊飯器・応急給水栓・組立式仮設トイレ
(2) 救助資機材取扱リーダー	エンジンカッター・レスキュージャッキ・発電機・投光機
(3) 資機材取扱指導員 ((1)、(2)の指導者)	生活資機材及び救助資機材

4 学校防災教育の推進

児童・生徒の防災に対する知識を深めるとともに、地震発生の仕組みや災害の危険性、安全な行動の仕方等について、教育計画に基づき、体系的・継続的な学校防災教育を支援します。

また、学校・PTAの協力による訓練等の実施や地域の防災訓練への子どもの参加を促していきます。

5 家庭防災員への研修

防火・防災に関し必要な知識及び技術を身につける研修制度で、地域における防災の担い手として活躍できることを目指します。

第3節 日頃からの区民の備え

項目	主な内容
日頃からの区民の備え	<ol style="list-style-type: none">1 日頃から出火防止措置の推進に努める。2 消火器などの消火用具を準備しておく。3 建物の耐震化や不燃化に努める。4 家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置を講じる。5 危険なブロック塀などの改善に努める。6 感震ブレーカー等を設置し出火防止に努める。7 最低3日分の食料や水、トイレパック、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等を備蓄するとともに非常持出品を準備しておく。8 家族で震災時の役割分担、避難場所の確認や連絡方法などを話し合っておく。9 職場に待機できる準備や、徒歩帰宅経路の確認、地図やスニーカー等の徒歩帰宅できる装備を準備しておく。10 防災知識を高めるとともに、防災訓練等に積極的に参加し、防災行動力を高める。

第4節 区民の防災活動の促進

1 住宅用火災警報器等及び消火器の設置

火災の早期発見に効果的な住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、すべての住宅への住宅用火災警報器の設置と維持管理の徹底を促進します。また、初期消火による火災の拡大防止を図るため、家庭での消火器の設置を促進します。

2 消火活動等の共助体制の強化

火災による被害を最小限にするためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火が重要です。火災の状況によっては、大きな声で隣近所に声をかけ、協力して消火活動にあたる必要があります。

また、倒壊した家屋からの被災者の救出なども地域の助け合いが大きな力を発揮します。

区民の一人ひとりが「自らの身は、自らで守る。皆のまちは、皆で守る。」との認識を持ち、地域の助け合いを基本とした共助体制の強化に努めます。

第5節 防災訓練の実施

区民、町の防災組織、事業所、防災ボランティア、防災関係機関の連携の強化と、災害対応力の強化を目的として、図上訓練・実動訓練等の様々な防災訓練を実施します。

1 「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」を中心とした訓練

「防災とボランティアの日」（1月17日）及び「防災とボランティア週間」（1月15日～21日を中心とする期間内）に、区役所、防災関係機関、事業所、区民、防災ボランティア団体等が連携して訓練を実施し、協力体制及び情報受伝達の強化を図ります。

2 区職員に対する訓練

区役所は、職員の災害対応能力の向上を図るため、全ての職員を対象として、災害時の役割を認識するための実践的な本部運営訓練を繰り返し実施します。

また、地域防災拠点訓練においては、訓練に当該拠点の拠点動員者が参加し、地域防災拠点の開設・運営支援について理解するとともに、地域との連携強化や実践力の向上に努めます。

第6節 ボランティアとの協力体制の確立

1 災害ボランティアセンター等との連携体制の強化

区ボランティア班は中区社会福祉協議会及び中区ボランティア連絡会等の中で役割等について協議し、日常から顔の見える関係づくりを推進します。

2 災害ボランティアセンターの設置

区本部は、ボランティアセンターの設置について、中区社会福祉協議会と協議のうえ、中区災害ボランティアセンターを設置します。

3 災害ボランティアセンターの活動

ボランティアの受入れやニーズ等の収集や調整は、中区社会福祉協議会、中区ボランティア連絡会及び区本部ボランティア班が協力して行います。

4 ボランティアが活動しやすい環境の確保

区本部ボランティア班は被災地の状況等を把握し、必要な情報を提供するなど、ボランティア活動が円滑に行えるよう連絡・調整を行います。

5 アマチュア無線非常通信協力会との連携

発災時には、区内の被害情報等を収集するため、区本部から横浜市災害対策本部（以下「市本部」という。）を通じて「アマチュア無線非常通信協力会中区支部」に協力要請を行います。

このため、日頃から地域防災拠点訓練等においてアマチュア無線を活用した通信訓練等を通して、同支部と地域防災拠点及び区本部との連携・協力の体制づくりを推進します。

6 区における体制づくり

ボランティア活動は、被災した地域に入って展開されるため、災害ボランティアセンターが区単位で必要となります。区長は、震災発生時にボランティアニーズの把握、情報提供、活動場所の提供などが円滑に行われるよう必要な措置を講じるとともに、コーディネートをする区災害ボランティアネットワークや社会福祉協議会等の活動を支援します。

ア 顔の見える関係づくりの推進

震災発生時に、ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるためには、日頃から区役所、市民、地域のボランティア団体、区災害ボランティアネットワーク、NPO、地域防災拠点、社会福祉協議会等の関係者間で、顔の見える関係ができており、連絡調整や協力・連携が図りやすい体制となっていることが非常に大切です。

区長は平常時から、地域防災拠点運営委員会連絡協議会、区災害ボランティアネットワーク、ボランティア団体、区社会福祉協議会等と協力し、防災訓練や災害ボランティアセンター運営シミュレーション等を通じて顔の見える関係づくりを推進します。

イ 中区災害ボランティアネットワーク等との連携体制の強化

災害ボランティアセンターの設置・運営に関して、横浜市（中区）、社会福祉協議会、災害ボランティアネットワーク間での位置づけを協定書等により明確にします。

第5章 災害に強い地域づくり

震災の被災者の多くの方が、地域の助け合いの重要性を痛感したと述べています。倒壊家屋からの被災者の救出、バケツリレーによる初期消火、地域ぐるみの炊き出しなど隣近所の助け合いや地域住民の相互協力による防災活動が被害の拡大防止、軽減に大きな力を発揮しました。

また、岩手県の釜石市では、日頃から学校と地域が連携して津波避難訓練に取り組み、地域全体の避難意識が醸成されていたため、東日本大震災時、小・中学校の児童・生徒が迅速・適切な避難行動をとり、またその避難行動がきっかけとなって周囲の住民が避難し、被害を最小限に抑えた事例がありました。

区では、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織の結成を促進し、その育成に努めるとともに、地域全体が相互に協力できる共助体制を確立することにより、「災害に強い地域づくり」を推進します。

この章では、「災害に強い地域づくり」を推進するにあたって必要な施策について定めています。

第1節 自主防災組織の強化

1 中区災害対策連絡協議会

- (1) 災害の予防及び応急対策の円滑な推進を図る機関として、中区災害対策連絡協議会を設置しています。
- (2) 中区災害対策連絡協議会は、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成され、住民の声を反映した防災対策の促進、地域の状況を踏まえた区域の総合的な防災対策を推進しています。

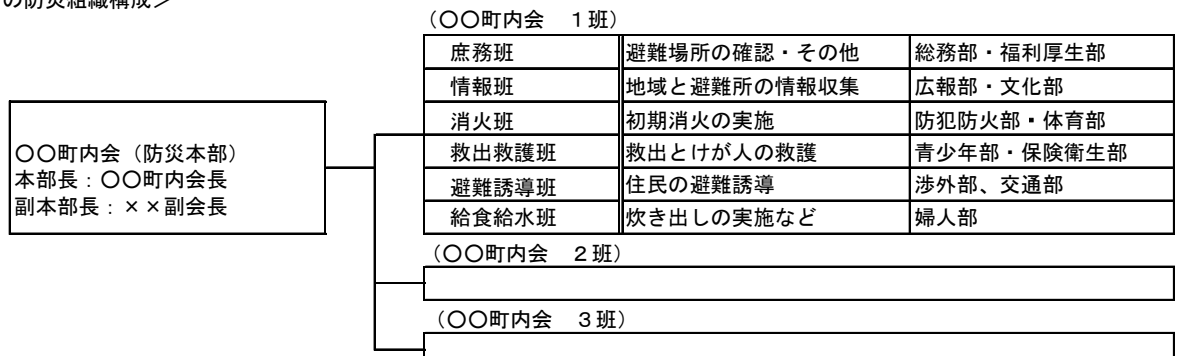
2 町の防災組織

地域が行う自主防災活動を支援するため、区役所及び消防署が中心となり自治会・町内会等への「町の防災組織」づくりの促進とその育成強化を進め、地域防災力の向上を図っています。

(1) 町の防災組織の定める活動計画

- ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- イ 防災知識の普及に関すること。
- ウ 防災訓練の実施に関すること。
- エ 情報の収集及び伝達に関すること。
- オ 出火の防止及び初期消火に関すること。
- カ 救出救護に関すること。
- キ 避難誘導に関すること。
- ク 給食給水に関すること。
- ケ 市民が任意に設置した避難場所の支援に関すること。
- コ 地域防災拠点との連携に関すること。

< (例) 町の防災組織構成 >



(2) 町の防災組織における訓練

地震発生直後は、自らの安全確保などの自助から始まり、いつとき避難場所や地域防災拠点での共助につながっていきます。そのため、平常時から自治会・町内会等を中心とする町の防災組織で啓発や防災訓練を行い、住民個々の減災行動を促進します。また、町の防災組織と地域防災拠点運営委員会が連携して、要援護者等に対する普段からの見守り活動を実施し、地域ぐるみで防災力の向上に努めます。

3 いつとき避難場所の選定

いつとき避難場所は、自宅建物が火災による延焼や倒壊の危険がある場合に、広域避難場所や地域防災拠点に避難する前の中継点で、一時的に避難して災害状況を確認したり、地域防災拠点等へ避難するために地域住民が集結する場所です。町の防災組織等によりあらかじめ選定しておきます。

項目	選定基準の内容
いつとき避難場所の選定基準	1 避難行動は、地域単位ごとに集団で行動できるよう、地域の生活圏と関連した場所とすること。 2 小公園等で、地域単位で集団を形成するため、避難者の安全がある程度確保できるスペースを有すること。

※地域住民がいつとき避難場所に集まる基準は町の防災組織等において設定します。

4 地域防災拠点運営委員会

(1) 地域防災拠点運営委員会の主な活動

震災発生時に、安全かつ秩序ある避難生活の維持等、地域住民の相互協力による防災活動等の促進を目的として、地域防災拠点ごとに、地域・学校・行政等からなる地域防災拠点運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置しています。

運営委員会の設置・運営にあたっては、女性の運営委員への参画を積極的に推進するほか、災害時における男女のニーズの違いや災害時要援護者に配慮した研修・防災訓練の実施、女性の防災リーダーの育成等に努めます。

項目	運営委員会の主な活動
運営委員会の組織・運営	1 平常時の主な活動 (1) 災害時に利用する教室の事前選定など避難場所運営方法等の打ち合わせ並びに運営マニュアルの作成及び随時更新 (2) 防災資機材等の使用方法の習得などの研修会・講習会の開催 (3) 避難所開設運営訓練など防災訓練の実施及び参加 (4) 地域防災拠点周辺の危険箇所の確認、防災マップの作成など防災意識の高揚 (5) 訓練等を通じた地域での防災リーダーの養成 (6) 地域のボランティア団体との連携 (7) その他地域防災力の向上に必要な事項 2 震災発生時の主な活動 (1) 避難者の誘導、運営マニュアルに基づく作業分担の割り当て (2) 負傷者の応急手当又は医療機関への誘導 (3) 防災資機材等を活用した救出・救護 (4) 避難者の中で、負傷者や高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊産婦等で援護を必要とする人の把握・援護

	<ul style="list-style-type: none"> (5) 仮設トイレの設置、清掃、防疫対策などの環境衛生 (6) 備蓄食料、救援物資等の要請・配布、炊き出し (7) 地域の被災情報及び生活情報の収集・伝達 (8) 公的避難場所以外での避難者等への情報提供、救援物資の要請受付 (9) 区災害ボランティアセンターとのボランティアの受け入れ調整及び避難地区内のボランティアニーズの把握・情報提供 (10) 防犯パトロールの実施 (11) その他必要な事項
--	--

(2) 地域防災拠点の訓練

地域防災拠点が災害時に「住民の避難生活場所」、「物資の集配拠点」、「住民による救出・救護活動拠点」、「情報収集・提供拠点」の各機能を円滑に行うために、図上訓練（Dig訓練等）や実動訓練を行います。実動訓練に際しては地域防災拠点訓練マニュアルを参考にするとともに、各地域防災拠点を担当する区役所職員が訓練を支援して実施します。

(3) 地域防災拠点運営委員会連絡協議会

運営委員会相互の緊密な連携を図るため、中区地域防災拠点運営委員会連絡協議会を設置しています。

第2節 災害時要援護者支援対策

1 基本的な方針

地域の中には、災害発生時の避難行動など臨機に対応することが難しく、また、その後の生活に様々な困難が予想される高齢者や障害者等の要援護者が暮らしています。

災害発生時における安否確認、避難支援等の取組を行うため、日頃からの地域と要援護者との関係づくりを通じて、災害に備えた災害時要援護者対策を推進します。

2 要援護者に対する事前対策

(1) 地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組の推進

自主防災組織等は、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」ための取組みとして、要援護者の安全対策に関する意識の高揚及び技術の習得に努めます。

また、日頃から、自治会・町内会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、ボランティア、近隣住民等が相互に連携し、要援護者に対する「声かけ、見守り」のネットワークづくり等地域の実情に応じた支え合いの取組みを進め、災害の備えにつなげます。

(2) 迅速な援護活動推進支援、体制づくり（中区の取組）

ア 自主防災意識の普及

防災に関する一般的広報に加え、防災指導、防災訪問等の機会をとらえ、要援護者やその家族に対し、家庭内での安全対策について周知します。また、地域住民に対して、地域の助け合いを基本として地域ぐるみで「震災から要援護者を守る」という自主防災意識を普及啓発します。

イ 日頃からの地域の自主的な支え合いの取組を支援するため、自主防災組織等に同意方式または情報共有方式により災害時要援護者名簿を提供します。

なお、災害発生時等においては、災害対策基本法第49条の11及び横浜市個人情報保護条例第10条に規定されているとおり、人の生命、身体を保護するために特に必要と認められる場合には、災害時要援護者名簿を安否確認・避難誘導・救出救助等を利用目的として避難支援等の実施に携わる関係者に提供します。この名簿には、個人情報を提供することについて拒否した方、不同意の方の情報を含みます。

第3節 社会福祉施設等における安全確保対策

1 社会福祉施設等内の安全対策の推進

戸棚類の転倒、天井や備品等の落下による危険から利用者の安全を確保するため、施設内の総点検を行い、備品等の転倒防止、飛散・落下防止等の安全措置を講じています。さらに、この安全措置を徹底するため、施設管理者による定期的な点検を行います。

2 迅速な応急活動体制の確立

施設管理者は、定期的に職員に対する防災教育を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知徹底を図ります。

また、年2回以上（児童福祉施設については少なくとも毎月1回）行われる避難訓練のうち1回は、大規模地震を想定した訓練を実施します。その際、夜間、休日など職員が少ない状態における対応についても配慮します。

なお、訓練にあたっては、消防局の指導、助言を受けるとともに、近隣の自治会・町内会等に協力を要請し、地域住民やボランティアの参加による実践に即した訓練の実施に努めます。

地震への備えとして、最低3日分の飲料水の確保策を講じるとともに、施設の実情に応じて水の汲み置き、食料・トイレパック、生活必需物品、救助用の防災資機材等を備蓄します。

3 地域との連携強化

災害発生時に迅速かつ安全に避難するためには、施設関係者だけでなく地域住民の協力が不可欠であるため、近隣の自治会町内会、企業等との災害時における避難の協力に関する応援協定等の締結を促進し、地域住民の協力による安全確保対策を推進します。

第4節 事業者の防災体制の確立

事業者は、その社会的責任に基づき、自らの負担と責任において、管理する施設や設備の安全性の確保とともに、食料、飲料水等の備蓄、消火や救出救助等のための資機材の整備など震災対策の推進を図らなければならない。また、区の実施する防災対策について積極的に協力するよう努めます。

更に、事業者は、地域社会の一構成員として、その社会的責任を果たすため、事業所防災体制の充実強化に努めるとともに、地域の防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するため、物資の備蓄や地域との連携体制の確立などの対策を講じます。

第6章 学校施設における安全対策の推進

第1節 迅速な応急活動体制の確立

1 学校防災計画の策定

学校長は、地震発生時に円滑に児童・生徒の安全を確保するため、避難方法、安全指導體制、教職員の役割分担、情報連絡体制その他必要事項を定めた学校防災計画を作成し、教職員等へ周知徹底を図ります。併せて、該当校の運営委員会と、その計画の内容について共有することとします。

2 教職員の動員体制

学校教職員は、大地震が発生した場合、原則として、所属校(ただし、教育委員会が指名した者は、直近校)へ動員する体制を確立しています。

学校長は、所属校動員者及び直近校動員者を常に把握するとともに、学校と緊急な連絡をとる方法を確認しておきます。

3 運営委員会との連携

地域防災拠点に指定されている学校長は、避難所の運営方法、役割分担、負傷者の応急救護体制、学校再開準備などについて、当該運営委員会に協力するとともに、平常時から震災発生時には避難場所となる事態に備えます。また、教職員は、地域防災拠点訓練マニュアルを活用した拠点開設・運営訓練等に参加するなど、災害時に迅速かつ具体的に行動できるように準備します。

4 学校再開準備班の確立

学校長は、震災発生時、円滑に児童・生徒の学習の場を確保するため、学校再開準備班の体制を整備します。

5 応急医療体制の整備

地域防災拠点での軽傷者への対応のため、一般家庭で行えるような応急手当程度の用品を保健室に配備します。

運営委員会と学校で協議し、発災時の応急手当場所や医療救援隊用の診療スペース(体育館の一面や教室など、状況によっては保健室)をあらかじめ確保するとともに、保健室に配備された応急手当用品を応急手当場所等に持ち出せるよう整備します。また、重傷者等の対応も必要となる可能性があるため、拠点ごとに周辺の医療機関をリスト化し、区・運営委員会・学校で情報共有します。

第2節 児童・生徒の安全確保体制の確立

1 防災教育・訓練の実施

児童・生徒に対して、防災ハンドブック等を活用した防災教育・訓練を行い、それぞれが地震時にとるべき措置・行動について周知します。また、教職員の研修会等を開催し、防災教育・訓練に関する指導力や震災時の応急対応能力を高めます。

2 保護者等の連絡体制の確保

学校長は、学区内の地域及び町内別に児童・生徒数を把握しておくとともに、あらかじめPTAと協議し、地域の自治会・町内会等の協力を得て緊急時に保護者と連絡する方法、登下校の安全経路、児童・生徒の保護措置などの安全対策を確立します。